

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 東根市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8 %
全職員	77.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.9 %
本庁課長相当職	95.5 %
本庁課長補佐相当職	96.1 %
本庁係長相当職	96.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6 %
31～35年	96.5 %
26～30年	90.2 %
21～25年	89.3 %
16～20年	92.2 %
11～15年	89.6 %
6～10年	92.4 %
1～5年	97.2 %

【説明欄】

- ・ 1の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に該当する会計年度任用職員については、勤務形態等が多岐にわたるため、主な勤務形態である「6時間/日（日額支給）」と「7.25時間/日（月額支給）」の職員について対象としている。
- ・ 2. (2)について、派遣職員（北村山公立病院・クリーンピア共立）は、通算した勤務年数でカウントしている。教育公務員（指導主事等）は、当市に採用された時点からの勤務年数（1～5年）でカウントすると一方の性別だけ平均を大きく上げてしまうことから対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。